

2022年6月10日

ウズベキスタン入国時の各種制限の撤廃について
(新型コロナウイルス関連)

- ウズベキスタン政府は、ウズベキスタンへの入国者に対するコロナ関連の各種検疫措置の撤廃を発表しました。
- 上記措置は、令和4年6月10日午前0時以降にウズベキスタンへ入国する全ての者に対して適用されます。

1 ウズベキスタン政府は、令和4年6月10日より、ウズベキスタンへの入国者に対する各種検疫措置を撤廃すると発表しました。

2 上記措置は、令和4年6月10日午前0時以降にウズベキスタンへ入国する全ての者に対して適用されます。

3 この決定により、ウズベキスタンへの入国時に PCR 検査陰性証明書やワクチン接種証明書を提示する必要がなくなります。

4 ウズベキスタン入国後の自主隔離等も必要ありません。

5 今後、ウズベキスタン入国に関しての措置等が変更された場合は、当館より連絡いたします。

○在ウズベキスタン日本国大使館領事部

住所: Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

代表電話: +998-78-120-8060

夜間休日用緊急電話(事件・事故): +998-91-162-5009

ホームページ: https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話: (代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903